

京都市収蔵品の貸出について

【手続き】

- ・京都市収蔵品の貸出は、京都市が指定する 74 品目からご相談に応じてご提案いたします。提案内容の中から、貸出のご希望がございましたら貸出準備にかかる事務手数料をご確認の上、ご利用開始日の 3 週間前までに「収蔵品貸出申込書」を（公財）京都伝統産業交流センターに提出してください。当財団において申請内容を確認し、保険金額、送料等の見積り後、許可書を発行いたします。

『提案及び梱包、その他貸出準備にかかる事務手数料』

メニュー	1 点	5 点以上の場合 1 点あたり
収蔵品（工芸品）	¥3,000	¥2,000

着物、帯、几帳については、クリーニング代として別途 1 点につき ¥3,000 が必要になります。

『備品の梱包、及びその他貸出準備にかかる事務手数料』 ※下記メニューをご利用の場合のみ

メニュー	内容／サイズ	1 個（1 セット）
着物用セット	衣桁・クリップ・毛氈（紺 or 赤）	¥ 2,000
几帳	几帳	¥ 2,000
撞木	撞木	¥ 1,000
アクリルケース A（鍵付き）	外寸 W600×D600×H500mm	¥ 2,000
アクリルケース B（鍵付き）	外寸 W900×D600×H500mm	¥ 3,000
展示設置スタッフ派遣 （一名につき）	京都市内のみ	¥10,000

【貸出期間・貸出対象者】

- ・貸出期間は原則 30 日以内です。
- ・貸出対象者は法人に限ります。

【注意事項】

- ・申請場所以外で展示することはできません。
- ・申請者以外の貸出品の使用は固くお断りします。
- ・貸出および返却時には、貸出品の異常の有無を当館職員と一緒に確認してください。
- ・貸出および返却時の搬送は申請者が行ってください。
- ・貸出品の引き渡し及び返却場所は（公財）京都伝統産業交流センターです。
- ・収蔵品の破損、紛失等があった際は相当額の弁償をしていただきます。
- ・貸出物品の使用、搬送中の事故、盗難については、申請者の責任になります。